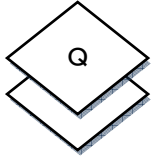




労働相談Q & Aで解決！

団体交渉②



社外の労働組合から、先月解雇した従業員の復職に関する団体交渉の申入れがありました。会社には団体交渉に応じる義務があると聞いていますが、社外の組合との団体交渉にも応じなければならないのでしょうか。

A 使用者は、労働組合から団体交渉の申入れがあったとき、正当な理由なく、団体交渉を拒否することはできません。この団体交渉応諾の義務は労働者が解雇された後に加入した社外の労働組合からの申入れであっても企業内組合と同様に課せられることがあります。

解説はこちら

- わが国では、憲法に定める勤労者の団体交渉権はすべての労働組合に対して平等に保障されます。
 - このような、憲法に定める団体交渉権の保護を具体的、実効的に実現するため、労働組合法第7条第2号で、使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉することを正当な理由なく拒むことを禁止しています（団体交渉応諾義務）。
 - 労働者が解雇された後、社外の労働組合（合同労組※など）に加入し、団体交渉を申し入れるような場合（駆け込み訴えと言います。）であっても、解雇そのものを争っているときは、雇用関係が完全に消滅したものとは言えず、雇用する労働者に当たるとされていることから、使用者には団体交渉に応じる義務があります。
- ※ 企業への所属を条件としない個人で加入できる労働組合やユニオンなど。

どうすれば？

- まずは、労働組合との間で団体交渉の開催方法などに関する労使関係の基本的なルールを作りましょう。
- 使用者は、団体交渉において単に組合の要求や主張を聞くだけでなく、使用者の回答や主張を行い、必要に応じて資料を提示するなど、合意に向けた努力を行う必要があります。
- 労使の意見の隔たりが大きく、労働争議に発展するような場合は、労働委員会の集団的労使紛争の調整手続きを利用することが可能です。
- 使用者は、労働組合法第7条各号の不当労働行為を行うことを禁止されています。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055(223)1827

相談時間 8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>